

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は次のとおりとする。

ア 業務名「Starlink 設置業務委託」

イ 履行場所および履行期間（別紙「仕様書」参照）

(2) 次の全てを満たすことを入札参加要件とする。

ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。

イ 市税に滞納がないこと。

ウ 秋田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

エ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者ではないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札方法 期間入札

(2) 開札日 令和 7 年 5 月 2 3 日 1 0 時 0 0 分

(3) 開札場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市消防本部 5 階会議室

(4) 入札保証金 秋田市財務規則第 1 0 9 条による。

(5) 契約保証金 秋田市財務規則第 1 2 8 条による。

(6) 契約予定日 令和 7 年 5 月 2 9 日 木曜日

(7) 注意事項

ア 期間入札にかかる費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

イ 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ参加すること。

ウ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

オ 予定価格の 1 0 分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をしたものについては落札しないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

カ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回実施する。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじは辞退できないものとし、方法については開札当日口頭で説明するものとする。開札に立ち会うことができない場合は、入札に関係のない職員が代理で実施することとする。

ク 落札者（契約者）は、秋田市財務規則第 1 3 0 条の規定に基づき、当該契約の履行を保証する「保証人」が契約締結時に必要となる場合がある。

ケ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 誓約書（様式 2）

ウ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※提出期日から 3 か月以内に発行されたもの（写し可）

エ 納税証明書

※市税に未納がないことの証明書（写し可）

- (2) 同一の入札について、代表者が同一人となっている業者が一緒にした入札は無効とするため、代表者が同一人となっている複数の業者は、同一の案件に参加申込みすることはできない。

- (3) 申込書等の受付

ア 受付期間 令和 7 年 4 月 2 8 日から 5 月 1 6 日まで

（ただし、土曜日および日曜日は除く）

イ 受付時間 午前 9 時から午後 4 時まで

ウ 受付場所 秋田市消防本部指令課

（秋田市山王一丁目 1 番 1 号 消防庁舎 3 階）

エ 提出方法 秋田市のホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ受付場所へ郵送又は持参すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知する。
- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

- (3) 上記(1)および(2)の通知については、資格審査後に随時、電子メールで送付する。

5 入札書の提出に関する事項

- (1) 期間入札の参加者は、入札書および入札公告等において入札時に提出する必要があるとされた内訳書等（以下「入札書等」という。）を到達期限までに到達するよう一般書留又は簡易書留により郵送しなければならない。（持参可）
- (2) 入札書到達期限は令和7年5月22日午後4時とする。
- (3) 入札書等を送付する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に件名、開札日時および入札参加者名を記載し、入札書等を封入し封かんした上で、郵送用の外封筒により送付するものとする。
- (4) 郵送用の外封筒は、あて名を「秋田市消防本部指令課」とし、表側に「入札書在中」と朱書きするとともに、入札参加者の住所、名称（法人にあっては、法人名）および氏名を記載しなければならない。
- (5) 持参する場合であっても、前3項の規定により入札書を提出するものとする。
- (6) 到達した入札書等は、撤回、書換え又は引換えをすることができない。
- (7) 入札書の郵送後において、開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出した場合に限り入札の辞退を認めるものとする。ただし、この場合において辞退しようとする入札者は、入札辞退届を持参しなければならない（郵送又は電信による提出は認めない）。
- (8) 入札辞退届が提出された場合でも、入札書は返却しない。
- (9) 開札処理後の辞退は理由の如何にかかわらず一切認めない。
- (10) 入札書の提出先は申込書等の受付場所と同様とする。

6 入札書の無効に関する事項

- (1) 入札のお知らせに記載の提出方法によらない入札
- (2) 入札書等が到達期限を過ぎて到着した入札
- (3) 内封筒および外封筒に所定の記載がなく、又は誤った記載をした者の入札
- (4) 入札書等のうち、同封されていないものがある入札

7 開札への立会に関する事項

- (1) 入札書の開札は、指名通知書で指定した日時、場所において、入札書等を提出した入札者の立ち会いのもとで行う。
- (2) 立会いは、入札執行者に委任状を提出することで、代理人に立ち会いを委任することができる。
- (3) 当日やむを得ない事情により立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うこととする。

8 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 秋田市財務規則第113条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に口頭又は書面により連絡するとともに、入札結果を秋田市ホームページに掲載するものとする。
- (4) 期間入札において必要があると認めるときは、入札の延期および中止並びに取消しをすることができる。
- (5) 入札に関する疑義等があれば秋田市ホームページから質問書をダウンロードし提出すること。
- (6) 申込書等の提出に係る問い合わせ先
秋田市消防本部指令課システム担当（電話 018-823-4265）